

## 条 例

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第四十一号

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特定道路（県が管理する県道に限る。）」を「県が管理する特定道路又は旅客特定車両停留施設」に改め、「当該特定道路」の下に「及び当該旅客特定車両停留施設」を加える。

別表第一第三十一号中「横断歩道橋等」の下に「、自動運行補助施設」を加え、同表中第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

#### 四十三 歩行者利便増進道路

イ 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。

ロ イに規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保すること。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けること。

ハ 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とすること。

別表第三第一号中「において同じ。」の下に「及び自転車歩行者専用道路等（自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路をいう。以下この表において同じ。）の構造」を加え、同号イ中「を設ける道路」の下に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同号ロ中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び第十号」を「、第十号、第四十一号及び第四十二号」に改め、同号ハ中「歩道等の舗装は」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとし」に改め、同号ニ中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同表第二号イからへまで以外の部分中「立体横断施設」の下に「の構造」を加え、同号ロ(1)中「かご」を「籠」に改め、同号ロ(2)中「かご」

を「籠」に改め、「この号及び第五号において」を削り、「装置」を「設備」に改め、同号ロ(3)中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同号ロ(4)及び(5)中「かご」を「籠」に改め、同号ロ(6)及び(7)中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同号ロ(8)及び(9)中「かご」を「籠」に改め、同号ロ(11)中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同表第三号イ及びロ以外の部分中「乗合自動車停留所」の下に「の構造」を加え、同表第四号イからハまで以外の部分中「路面電車停留場等」の下に「の構造」を加え、同表第五号イからリまで以外の部分中「自動車駐車場」の下に「の構造」を加え、同表第六号を次のように改め、同号を同表第七号とする。

#### 六 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

##### イ 案内標識の構造は、次のとおりとすること。

- (1) 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所等若しくは休憩設備(3)において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は(3)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けること。

- (2) (1)の案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合すること。

- (3) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第六号イ(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同号イ(3)前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下イにおいて同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- (4) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

##### ロ 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとすること。

- (1) 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

- (2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第二号ロ(9)の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、イ(4)の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及

び第六号ヌの基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

(3) 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(4) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。

(5) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。

ハ 休憩施設は、次のとおりとすること。

(1) 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(2) 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

(3) (2)の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下(3)において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けること。

ニ 照明施設は、次のとおりとすること。

(1) 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要があると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

ホ 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。

別表第三第五号の次に次の一号を加える。

#### 六 旅客特定車両停留施設の構造

イ 通路の構造は、次のとおりとすること。

(1) 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路の構造は、次のとおりとすること。

(一) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。

(二) 戸を設ける場合は、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(三) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(2) (1)の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

(3) 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（ハの基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（ニの基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

(4) 旅客特定車両停留施設の通路の構造は、次のとおりとすること。

- (一) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (二) 段差を設ける場合は、当該段差の構造は、次のとおりとすること。
  - (イ) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。
  - (ロ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- ロ 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口の構造は、次のとおりとすること。
  - (1) 有効幅は、規則で定める幅以上とすること。
  - (2) 戸を設ける場合は、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
  - (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
  - ハ 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの構造は、次のとおりとすること。
    - (1) 籠の寸法並びに籠及び昇降路の出入口の有効幅は、規則で定める値以上とすること。
    - (2) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。
    - (3) 第二号ロ(3)から(1)までに掲げる構造とすること。
    - (4) 台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めること。
  - ニ 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。）の構造は、次のとおりとすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
    - (1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。
    - (2) 縦断勾配は規則で定める値以下とし、横断勾配は設けないこと。
    - (3) 規則で定める高さを超える傾斜路にあつては、規則で定める踏み幅以上の踊場を設けること。
  - (4) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(5) 第二号ハ(3)、(5)及び(6)に掲げる構造とすること。

ホ 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターの構造は、次のとおりとすること。ただし、(3)及び(4)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとするこ  
とができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

(5) 第二号ニ(2)及び(3)に掲げる構造とすること。

(6) 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレ  
ターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

へ 移動等円滑化された通路に設ける階段は、第二号へ(2)から(7)まで、(9)及び  
(10)に掲げる構造とすること。

ト 旅客特定車両停留施設の乗降場の構造は、次のとおりとすること。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、規則で定める値  
以下とすること。

(3) 横断勾配は、規則で定める値以下とすること。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は  
駐車のために供する場所（以下(4)において「旅客特定車両用場所」という。）  
に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の  
旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降  
できる構造のものであること。

チ 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び  
音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合  
その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

リ 旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合は、当該便所の構造は、次のと  
おりとすること。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが規則で定める高さ以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けることとし、当該小便器には、手すりを設けること。
- (4) 便所のうち一以上の便所は、次の(一)又は(二)に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。こと。
  - (一) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
  - (二) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- (5) (4)(一)の便房を設ける便所の構造は、次のとおりとすること。
  - (一) 移動等円滑化された通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、第五号ニ(1)から(3)までに掲げる構造とすること。
  - (二) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。
  - (三) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
  - (四) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
  - (五) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
  - (六) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- (6) (一)の便房の構造は、次のとおりとすること。
  - (一) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (二) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
  - (三) 腰掛便座及び手すりを設けること。
  - (四) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(五) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(六) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(七) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(7) (4)(二)の便所の構造は、次のとおりとすること。

(一) 移動等円滑化された通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、第五号ニ(1)から(3)までに定める構造とすること。

(二) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(三) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(四) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(五) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(六) 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(七) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(八) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

又 乗車券等販売所、待合所又は案内所（以下これらを「乗車券等販売所等」という。）の構造は、次のとおりとすること。

(1) 乗車券等販売所等を設ける場合は、そのうち一以上の構造は、次のとおりとすること。

(一) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所等との間の通路は、イ(1)(一)から(三)までに掲げる基準に適合するものであること。

(二) 出入口を設ける場合は、そのうち一以上の構造は、次のとおりとすること。

(イ) 有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

(ロ) 戸を設ける場合は、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ハ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(三) カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑



な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

- (2) 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。

ル 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

別表第三に次の一号を加える。

八 旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法

イ 移動等円滑化された通路における役務の提供の方法は、次のとおりとすること。

- (1) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについては、次に掲げる基準を遵守すること。

(一) 籠内については、第六号ハ(2)ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにすること。

(二) 籠内については、第二号ロ(7)の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。

(三) 乗降ロビーについては、第二号ロ(1)本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

(四) 籠内については、第二号ロ(1)ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

- (2) 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターその他の昇降機（エレベーターを除く。）であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該昇降機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、この限りでない。

- (3) 移動等円滑化された通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等に

よって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

ロ 旅客特定車両停留施設の 에스캐レーターについては、第六号ホ(6)の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該 에스캐レーターの行き先及び昇降方向が音声により知らされるようにすること。

ハ 旅客特定車両停留施設の階段については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によつて当該照度が確保されているときは、この限りでない。

ニ 旅客特定車両停留施設の乗降場については、スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に乗降するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

ホ 旅客特定車両の運行に関する情報の提供は、次のとおりとすること。

(1) 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにすること。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

(2) 旅客特定車両の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにすること。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

ヘ 便所における役務の提供の方法は、次のとおりとすること。

(1) 便所の出入口付近については、第五号リ(1)の設備(音によるものに限る。)が設けられた場合には、当該設備を使用して、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにすること。

(2) 移動等円滑化された通路と第五号リ(4)イの便房が設けられた便所又は同号リ(4)ロの便所との間の経路における通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によつて当該照度が確保されているときは、この限りでない。

ト 乗車券等販売所等における役務の提供の方法は、次のとおりとすること。

(1) 乗車券等販売所等については、次に掲げる基準を遵守すること。

イ 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所等との間の経路における通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用し

て、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

- (二) 第六号又(1)(三)ただし書の規定が適用される場合には、車椅子使用者からの求めに応じ、常時勤務する者がカウンターの前に出て対応すること。
- (2) 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）については、第六号又(2)の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図ること。
- チ 第六号ルただし書の規定が適用される場合には、同号ルただし書の窓口については、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車券等の販売を行うこと。
- リ 共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所については、第七号イ(4)の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置が音により視覚障害者に示されるようにすること。
- ヌ 視覚障害者の誘導は、次のとおりとすること。
  - (1) 第七号ロ(1)の通路については、同号ロ(5)の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、音声により視覚障害者を誘導すること。
  - (2) 第七号ロ(2)ただし書の規定が適用される場合には、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備間の誘導を適切に実施すること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。